

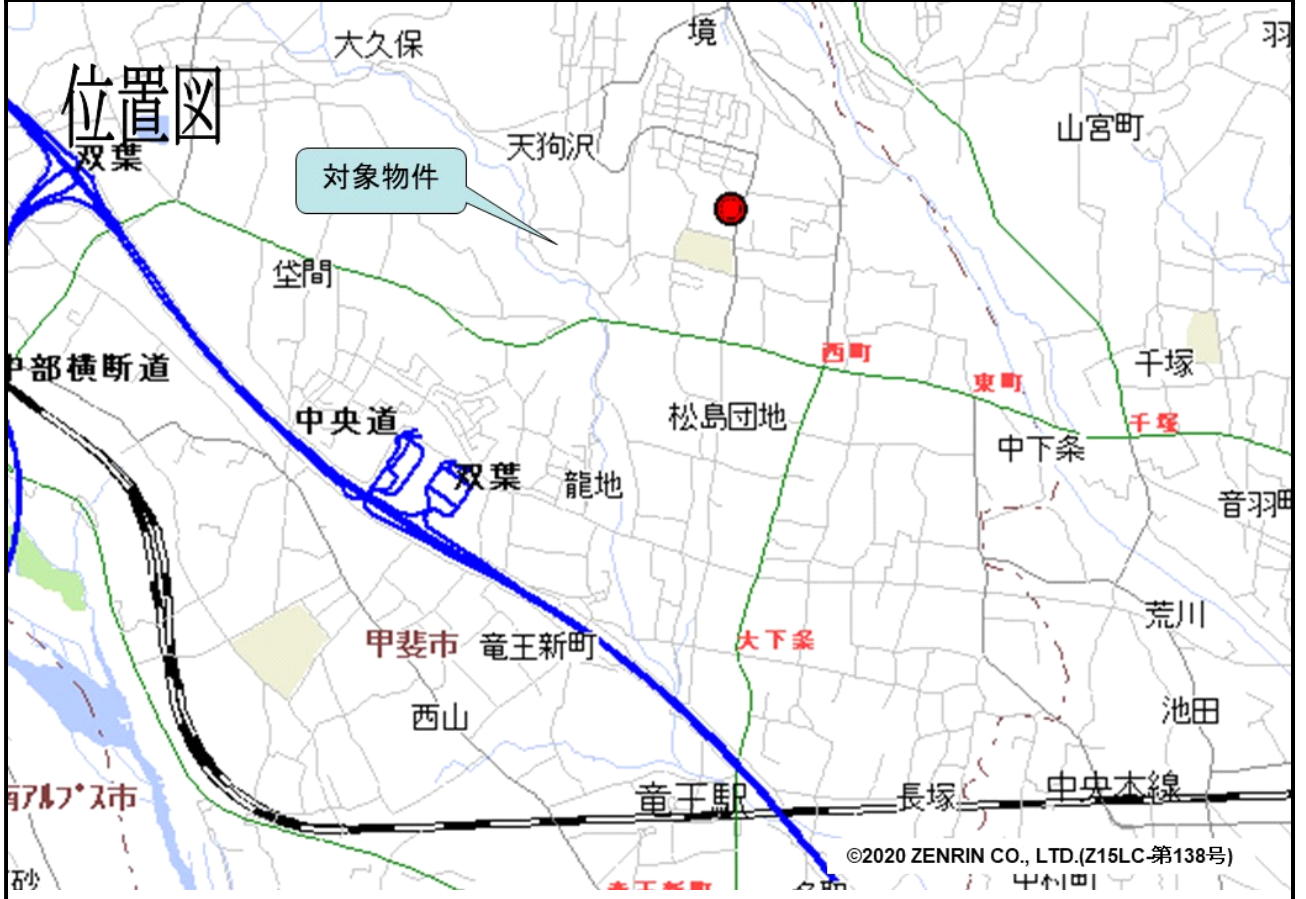
| | | | |
|--------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 2999-1 | | |
| 見積価額 | ¥2,100,000 | 公売保証金 | ¥300,000 |
| 財産の表示 | <p>1 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 地番 700番1 地目 宅地 地積 226.57 m²</p> <p>2 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 地番 700番2 地目 宅地 地積 312.52 m²</p> <p>3 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 地番 700番4 地目 公衆用道路 地積 16 m²</p> <p>4 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 地番 700番5 地目 公衆用道路 地積 31 m²</p> <p>5 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 地番 701番1 地目 宅地 地積 101.12 m²</p> <p>6 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 地番 701番3 地目 公衆用道路 地積 4.41 m²</p> <p>7 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 700番地1 家屋番号 700番1 種類 居宅 構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 106.27 m²</p> <p>8 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 700番地2 家屋番号 700番2 種類 倉庫 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建</p> | | |

| | | | |
|--------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 2999-1 | | |
| 見積価額 | ¥2,100,000 | 公売保証金 | ¥300,000 |
| | <p>床面積 26.45 m²</p> <p>9 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 701番地1、700番地1</p> <p>家屋番号 701番1</p> <p>種類 店舗</p> <p>構造 木造セメント瓦葺平家建</p> <p>床面積 24.84 m²</p> <p>10 所在 山梨県甲斐市天狗沢字蟹河原 701番地1、700番地1</p> <p>家屋番号 701番1の2</p> <p>種類 店舗</p> <p>構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建</p> <p>床面積 41.40 m²</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> <p>対象物件7の未登記の附属建物</p> <p>種類 物置</p> <p>構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建</p> <p>床面積 約5 m² (現況調査時に概測した数量)</p> <p>対象物件9の現況 (登記簿の表示と異なる点)</p> <p>床面積 約12 m² (現況調査時に概測した数量)</p> | | |
| 公法上の規制 | <p>第1種低層住居専用地域</p> <p>日影規制 (4時間-2.5時間)</p> <p>甲斐市景観条例 (市街地景観形成地域)</p> <p>建蔽率 60% 容積率 200%</p> | | |
| 接道状況 | <p>北側 幅員約6m舗装市道 ほぼ等高～約1m低位接面</p> <p>東側 幅員約3.6～4m舗装市道 (対象物件3、4及び6を含む。建築基準法上の道路) ほぼ等高～約1m低位接面</p> <p>南側 幅員約2m舗装市道 (建築基準法上の道路) ほぼ等高～約1m高位接面</p> | | |
| 地盤・地勢 | ほぼ平坦地 | | |
| 使用状況等 | <p>対象物件1、2及び5 対象物件7～10の敷地として使用</p> <p>対象物件7 昭和43年頃建築 所有者の申立てによると、所有者が居宅として使用</p> <p>対象物件8 昭和58年頃建築 所有者の申立てによると、所有者が倉庫として使用 動産あり</p> <p>対象物件9 昭和39年頃建築</p> | | |

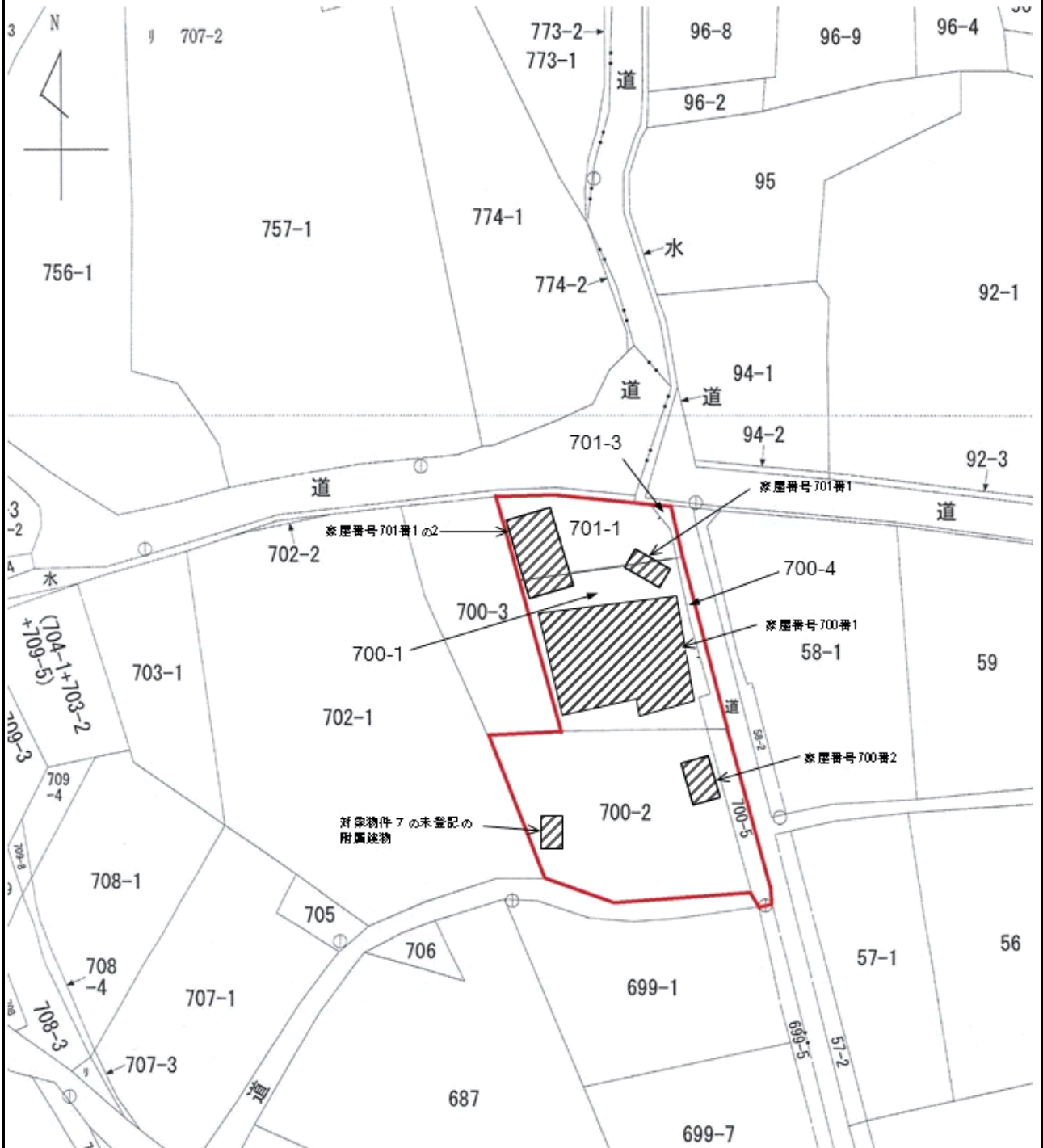
| | | | |
|--------|--|-------|----------|
| 売却区分番号 | 2999-1 | | |
| 見積価額 | ¥2,100,000 | 公売保証金 | ¥300,000 |
| | <p>所有者の申立てによると、所有者が倉庫として使用 動産あり</p> <p>対象物件10 昭和47年頃建築 所有者の申立てによると、所有者が倉庫として使用 動産あり</p> | | |
| 特記事項 | <p>対象物件2 倒壊した未登記建物あり 多数の庭石あり</p> <p>対象物件5 業務用冷蔵庫及び家庭用冷蔵庫あり</p> <p>対象物件7～10 間取り不詳</p> | | |
| 住居表示等 | 山梨県甲斐市天狗沢700番地1 | | |
| 最寄駅等 | JR(東日本) 中央本線 竜王駅 北方約2.8km | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | |
| 留意事項 | <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。 3 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p> | | |

売却区分番号

2999-1



見取図



※建物等はおおよその位置・形状を示している。

売却区分番号

2999-1

